

令和7年 第2回 幕別町選挙管理委員会議案

令和7年6月2日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第5号 | 選挙人名簿の定時登録等について |
| 議案第6号 | 第27回参議院議員通常選挙幕別町実施本部の設置について |
| 議案第7号 | 選挙啓発宣伝計画について |
| 議案第8号 | 選挙人への移動支援事業の実施について |
| 議案第9号 | 投票所の場所の指定について |
| 議案第10号 | 投票所閉鎖時刻の繰上げについて |
| 議案第11号 | ポスター掲示場の設置について |

その他

議案第5号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた
日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和7年6月1日
- 2 登録日 令和7年6月2日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和6年12月2日から令和7年3月1日までの転入
 - イ 出生 平成19年3月3日から平成19年6月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和7年2月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消
 - ア 転出 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの転出
 - イ 死亡 令和7年3月2日から令和7年6月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和7年6月1日までの転出

※令和7年3月1日定時登録（前回）

基準日 令和7年3月1日
登録日 令和7年3月3日

(参考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	07・03・01(定時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			07・06・01(定時)										
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計								
1	幕別町役場	842	945	1,787	3	4	7			2	2	1	1	2	5	3	8	6	7	13			1			836	942	1,778								
2	幕別町保健福祉センター	1,022	1,134	2,156	5	4	9			1	3			4	2	4	6	8	3	11			△ 1	△ 2	△ 3	1,017	1,132	2,149								
3	糠内コミュニティセンター	179	164	343											1		1	2		2			1		1	177	164	341								
4	塗別ふれあい交流館	238	244	482						1	1	2			1	2	3	1	1	2			1	1	2	238	246	484								
5	札内コミュニティプラザ	1,605	1,877	3,482	9	7	16			3	2	5			14	12	26	8	6	14			2	△ 1	1	1,597	1,867	3,464								
6	暁町近隣センター	791	874	1,665	5	5	10			4	3	7			5	4	9	3	3	6			△ 2	3	1	790	878	1,668								
7	札内南コミュニティセンター	993	1,225	2,218	3	8	11			4		4	1	1	8	7	15	5	9	14				4	4	987	1,222	2,209								
8	若草町近隣センター	980	1,231	2,211	2	2	4			4	3	7			4	3	7	5	6	11			△ 1	△ 4	△ 5	976	1,223	2,199								
9	北栄町近隣センター	894	1,005	1,899	6	7	13			5	5	10			10	9	19	2	2	4			△ 3	△ 2	△ 5	890	1,004	1,894								
10	札内北コミュニティセンター	1,862	2,080	3,942	15	25	40			4	3	7	1	1	11	21	32	7	10	17			2	2	4	1,866	2,080	3,946								
11	忠類コミュニティセンター	649	655	1,304	7	1	8			2	1	3		1	8	8	16	6	2	8			△ 1	△ 1		644	647	1,291								
計		10,055	11,434	21,489	55	66	121			28	23	51	2	4	69	73	142	53	49	102						10,018	11,405	21,423								
				登録者計 178										抹消者計 244																						
							前回比																					△ 37			△ 29			△ 66		

議案第6号 第27回参議院議員通常選挙幕別町実施本部の設置について

第27回参議院議員通常選挙における「第27回参議院議員通常選挙幕別町実施本部」を次のとおり設置する。

第27回参議院議員通常選挙幕別町実施本部設置要綱

1 設置目的

第27回参議院議員通常選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及び選挙をきれいにする国民運動を積極的に推進するため、幕別町選挙管理委員会事務局内に、第27回参議院議員通常選挙幕別町実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 参議院議員通常選挙の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな参議院議員通常選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

3 組 織

本部の事務を処理するため、本部に次の班を置く。

- (1) 選挙班
- (2) 投票班
- (3) 啓発班
- (4) 開票班
- (5) 期日前投票班
- (6) 忠類選挙班

4 機 構

- (1) 本部に本部長、事務局長、事務局次長及び班長を置く。
- (2) 本部長には幕別町選挙管理委員会事務局長、事務局長には同書記長、事務局次長には同書記次長をもって充てる。
- (3) 班長は、選挙管理委員会書記の中から本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し事務を統理する。
- (5) 事務局長は、上司の命を受けて分担班の事務を掌理する。
- (6) 班長は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。

5 班の所掌事務

各班の担当及び所掌事務は、次のとおりとする。

班 名	担当係	所 掌 事 務
選 挙 班	行 政 係 総 務 係	・選挙管理委員会、告示、庶務一般、選挙人名簿、入場券、選挙運動・政治活動、予算の執行 ・開票管理者、開票立会人の選任 ・他班及び関係機関との連絡調整
投 票 班	契約管財係	・投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任 ・投票事務用品の調達、投票所の設備
啓 発 班	D X推進係	・啓発宣伝計画の樹立及び実施 ・選挙をきれいにする国民運動の推進 ・選挙公報の配付、確認 ・防災行政無線による啓発の実施 ・ポスター掲示場の設置及び管理 ・街頭啓発、啓発ポスターの配布
開 票 班	情報管理係	・開票事務従事者の選任 ・開票事務用品の調達、開票所の設備 ・開票結果、速報関係
期日前投票班	総 務 係 政策推進課	・期日前、不在者投票（郵便による不在者投票）に関すること ・期日前投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任 ・不在者投票指定施設の指導 ・期日前投票所投票管理者の割当調整 ・期日前投票所投票管理事務従事
忠類選挙班	地域振興課	・忠類地域における選挙管理執行に関することで、他の班の所掌する事務以外のもの

6 この本部は、令和7年6月2日に設置する。

議案第7号 選挙啓発宣伝計画について

第27回参議院議員通常選挙における選挙啓発宣伝計画を次のとおり策定する。

第27回参議院議員通常選挙啓発宣伝計画

幕 別 町 選 挙 管 理 委 員 会
第 2 7 回 参 議 院 議 員 通 常 選 挙
幕 別 町 実 施 本 部

実施事項	実施の内容	実施期間	摘要
1 選挙実施本部の設置	・庁内に選挙実施本部を設置し、参議院議員通常選挙への関心を高め、明るく正しい選挙を実現するため、関係機関、団体等と密接な連絡を図り、啓発宣伝を行う。	選挙期間中	
2 明るい選挙強調週間の設定	・選挙期日前1週間を「明るい選挙強調週間」として、明るい選挙の実現と棄権防止に万全を期する。	投票日前1週間	
3 文書による啓発 (1) 広報選挙特集号による啓発 (2) SNSによる啓発	・明るい選挙、棄権防止の呼びかけ、期日前投票制度、不在者投票制度、投票区再編に伴う移動支援などを「広報まぐべつ」6月号及び7月号の発行に合わせて配布し、周知徹底を期する。 ・SNS（Facebook、X等）を活用し、投票の呼びかけ等の選挙啓発を行う。	6月1日 7月1日 選挙期間中	
4 視覚による啓発	・標語入り看板を作成し、役場庁舎、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所に掲示する。	選挙期間中	
5 聴覚による啓発 (1) 広報車及び防災行政無線による啓発 (2) 各種会合等での宣伝	・町広報車による町内巡回及び防災行政無線の活用により、明るく正しい選挙啓発及び棄権防止を呼びかける。 ・期間中開催される諸会合において、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	
6 その他 (1) 街頭啓発の実施	・選挙管理委員会委員による街頭啓発を実施し、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	

議案第 8 号 選挙人への移動支援事業の実施について

第27回参議院議員通常選挙における選挙人への移動支援事業について、次のとおり実施する。

1 目的

第27回参議院議員通常選挙における選挙人への移動支援事業を実施することにより投票率向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 幕別町のコミュニティバスの臨時運行及び運賃無償化

投票日前日及び投票日当日の2日間、コミュニティバスの臨時運行を実施する。

また、投票のために幕別町のコミュニティバスを利用した選挙人と選挙に同伴する子どもの運賃を無償とする。

無償とした運賃については、幕別町に依頼することにより実施し、利用実績に応じて、第27回参議院議員通常選挙に係る予算から運行事業者に対して負担金として支払いをし、通常運行のない休日に係る費用は、委託料として支払いをするものとする。

(2) 期日指定乗合型巡回車の運行

期日前投票期間中、統廃合した農村地区の旧投票区及び忠類地区を対象に期日指定乗合型巡回車を運行し、期日前投票所までの送迎を実施する。

対象となる地域の選挙人名簿に登録されている65歳以上の方で、自動車運転免許を持っていない方について、期日を指定し、事前予約による公用車での無料送迎を行う。幕別地区及び札内地区並びに忠類地区でそれぞれ2回の実施を予定している。

(3) 幕別町の外出支援サービスの対象拡大

期日前投票期間の平日及び投票日当日、65歳以上の1人暮らし高齢者等で、公共交通機関の利用が困難で他に移動手段のない方に対して、幕別町が実施する外出支援サービス（利用回数1か月につき3回まで）を投票のために別枠で利用できることとする。

なお、外出支援サービスに係る費用は、利用実績に応じて、第27回参議院議員通常選挙に係る予算から事業者に対し、委託料として支払いをするものとする。

議案第 9 号 投票所の場所の指定について

第27回参議院議員通常選挙における投票所の場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり指定する。

投票区名	投票所の場所	
第 1 投票区	本町130番地 1	幕別町役場
第 2 投票区	新町122番地 1	幕別町保健福祉センター
第 3 投票区	字糠内251番地 1	糠内コミュニティセンター
第 4 投票区	字途別226番地 9	途別ふれあい交流館
第 5 投票区	札内青葉町311番地11	札内コミュニティプラザ
第 6 投票区	札内暁町252番地179	暁町近隣センター
第 7 投票区	札内文京町28番地 8	札内南コミュニティセンター
第 8 投票区	札内若草町551番地 3	若草町近隣センター
第 9 投票区	札内北栄町23番地 2	北栄町近隣センター
第10投票区	札内桜町132番地 1	札内北コミュニティセンター
第11投票区	忠類錦町439番地 1	忠類コミュニティセンター

【公職選挙法】

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

議案第10号 投票所閉鎖時刻の繰上げについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、第27回参議院議員通常選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて、次のとおり定める。

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	投票所の施設の名称及び所在地	理 由
第11投票区	午前7時00分	午後7時00分	忠類コミュニティセンター 幕別町忠類錦町439番地1	選挙有権者が少なく、農村地帯であるため集落が密集し、朝から夕方までの間に投票を終える有権者が大半であり、投票区の有権者の同意を得ているため、閉鎖時刻を繰り上げるもの。

【公職選挙法】

（投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

議案第11号 ポスター掲示場の設置について

第27回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、次のとおり設置する。

投票区	設 置 場 所			
第1投票区	1 幕別町役場庁舎前		8 西猿別近隣センター前	道道明停線沿
	2 本町近隣センター前		9 猿別近隣センター前	道道明停線沿
	3 JR幕別駅前		10 金比羅山記念碑南側	途別新川線沿
	4 寿町近隣センター前		11 相川農業担い手センター前	相川6線沿
	5 相川北近隣センター前	相川3線沿	12 相川西近隣センター前	国道38号沿
	6 グループホームあさひ前	千代田通沿	13 新和近隣センター前	
	7 幕別北ふれあい交流館前		14 新和北会館前	道道明停線沿
第2投票区	15 幕別小学校前	平和通沿	20 ニッタ農林事業所前	幕別本通沿
	16 緑町近隣センター前	平和通沿	21 鉄南ふれあい交流館前	
	17 緑町団地道路9号交差点	平和通沿	22 東部耕地出張所前	曙通沿
	18 新川近隣センター前	国道38号沿	23 軍岡集落センター前	道道幕大線沿
	19 大豊近隣センター前	大豊3号線沿	24 南勢近隣センター入口	道道幕大線沿
第3投票区	25 糠内コミュニティセンター前	糠内古舞線沿	29 明倫近隣センター前	明倫14号線沿
	26 美川農業担い手会館前	美川西2線沿	30 明倫第2会館前	糠内古舞線沿
	27 まなびや中里前	道道幕大線沿	31 道道豊頃糠内芽室線交差点	道道明停線沿
	28 道道豊頃糠内芽室線交差点	道道幕大線沿		
第4投票区	32 途別ふれあい交流館前	道道更幕線沿	35 共栄ピクルス前	日新線沿
	33 依田9線交差点	道道更幕線沿	36 古舞近隣センター前	道道更幕線沿
	34 日新近隣センター前	日新線沿	37 古舞北会館前	道道更幕線沿
第5投票区	38 旧蝦夷文化考古館前	国道38号沿	46 春日団地バス待合所前	幕別札内線沿
	39 町道千住11号線バス停付近	国道38号沿	47 札内コミュニティプラザ前	青葉通沿
	40 千住西ふれあい交流館前		48 JR札内駅北口前	
	41 スマイルパーク北側	千住3線沿	49 札内中央近隣センター前	国道38号沿
	42 稲志別近隣センター前	幕別札内線沿	50 JR札内駅南口前	
	43 稲志別3号橋東側	途別新川線沿	51 ぴあざフクハラ札内店東側	青葉団地道路11号沿
	44 白人公園前	札内東通沿		
	45 春日近隣センター前	春日10号通沿	52 泉町近隣センター前	
第6投票区	53 豊町本通終点	豊町南本通沿	55 札内スポーツセンター北側	札内10号線沿
	54 暁町近隣センター前		56 JAさつない野菜センター東側	千住3線沿
第7投票区	57 あかしや近隣センター前		61 文京みずほ近隣センター前	文京町1号線沿
	58 札内南保育園南側		62 あかしや南近隣センター前	
	59 札内南コミュニティセンター前		63 西和会館前	札内西和線沿
	60 いなほ公園北側	道道更幕線沿	64 依田野球場前	
第8投票区	65 若草町近隣センター前		67 札内4線踏切南側	札内4線沿
	66 桂町近隣センター前		68 若草南公園北側	

投票区	設 置 場 所			
第9投票区	69 河川緑地運動公園入口	札生南通沿	72 DCM札内店北側	国道38号沿
	70 北栄町近隣センター付近		73 羽衣亭札内店西側	札生南通沿
	71 らーめん喜一郎前	国道38号沿	74 北栄24号終点	札生南通沿
第10投票区	75 札内北保育所前	千住3線沿	78 札内北コミュニティセンター前	
	76 川岸自動車東側	国道38号沿	79 桜町近隣センター前	
	77 札内北公園前	北町西通沿		
第11投票区	80 駒島公民館前		85 せせらぎ団地入口付近	忠類せせらぎ線沿
	81 町道弘和15線交差点付近	道道幕大線沿		
	82 中当近隣センター		86 忠類小学校グラウンド西側	
	83 幌内近隣センター		87 忠類ふれあいセンター福寿北側	国道236号沿
	84 忠類コミュニティセンター前		88 上忠類近隣センター	
			89 西当近隣センター	

【公職選挙法】

（ポスター掲示場）

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。